

京都市民生委員・児童委員証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の規定により京都市の区域におかれた民生委員・児童委員が携帯する民生委員・児童委員証（以下、「民生委員証」という。）に関し、必要な事項を定める。

(交付)

第2条 新たに民生委員・児童委員に委嘱される者、又は民生委員・児童委員の再任の委嘱を受ける者は、民生委員証に貼付するため、次に定める規格の写真1枚を提出しなければならない。

(1) 縦 2.5cm×横 2.0cm

(2) 正面、上半身、無帽、無背景

(3) 過去1年以内に撮影されたもの

2 市長は、前項の写真の提出があったときは、民生委員証（様式第1号）を交付するものとする。

(有効期間)

第3条 民生委員証の有効期間は、交付の日から民生委員・児童委員の任期満了の日までとする。

(交付台帳)

第4条 市長は、民生委員・児童委員証交付台帳（様式第2号）を整備し、民生委員証の交付及び返納の事実を記録するものとする。

(携帯提示義務)

第5条 民生委員・児童委員は、その職務の遂行に当たっては、常に民生委員証を携帯し、関係者の請求があるとき等必要なときは、これを提示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 民生委員証は他人への貸与及び譲渡、又は不正な目的で使用してはならない。

(再交付)

第7条 民生委員・児童委員は、氏名に変更があった場合、又は民生委員証を紛失、汚損した場合等は、民生委員・児童委員証再交付等申請書（様式第3号）により区役所（支所）を経由して、速やかに市長に届け出なければならない。この場合、第2条第1項に定める写真1枚を必要とする。

(返還義務)

第8条 民生委員・児童委員は、民生委員証の更新を受けたとき、又は民生委員・児童委員を退任したときは、直ちに民生委員証を返還しなければならない。

2 前条の規定により再交付を受けた後に、紛失した民生委員証を発見したときは、直ちにその発見した民生委員証を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

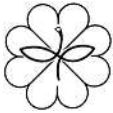
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

写 真		____年 ____月 ____日
		行政区 _____
		発行No. _____
民生委員・児童委員証		
氏名 _____ 年 ____月 ____日生		
上記の者は、京都市民生委員・児童委員		
であることを証明します。		
京 都 市 長		印

注 意 事 項		
1	職務の遂行に当たっては、常に本証を携帯し、必要に応じて提示してください。	
2	本証は他人への貸与及び譲渡等をしてはいけません。	
3	氏名に変更があった場合、又は本証を紛失、汚損した場合等は、速やかに発行者に届け出てください。	
4	本証の更新を受けたとき、又は退任したときは直ちに本証を返還してください。	
5	有効期限	____年 ____月 ____日

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

_____区

_____学区民生児童委員協議会

氏名 _____

民生委員・児童委員証再交付等申請書

以下の理由により、民生委員・児童委員証の再交付をお願いします。

1 理由

（1）氏名の変更

【 _____ → _____ 】

（2）紛失

（3）汚損

（4）その他

（ _____ ）

2 理由が生じた日

年 月 日

3 備考